教施第９８１号
平成２９年１０月３１日

各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育庁
総務政策局施設課長
生涯学習推進局生涯学習課長
生涯学習推進局文化財・博物館課長

学校施設等における吹付けアスベスト等への対応について(通知)

アスベストによる健康被害の防止と生活環境の保全を図るため、毎年、「北海道アスベスト台帳管理運営要領」Ⅱの３に基づき、「吹付けアスベスト等使用施設における措置状況調査」として、「アスベスト台帳(以下「台帳」という。)」の作成・報告を依頼し、今年度も既に報告をいただいたところです。

こうした中、今般、道立図書館において吹付けアスベスト等を含む天井材の一部が剥離し、臨時休館する事案が発生しました。

台帳作成時(点検時)に吹付け材の表面が安定し、劣化が進んでいない場合であっても、経年劣化等により、本事案のような事態が発生する可能性が十分にありますので、貴所管の吹付けアスベスト等使用施設におきましては、児童生徒をはじめ、利用者の安全に万全を期すためにも、今一度、別添「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」を確認いただくとともに、将来的な除去を計画するなど、適切に維持管理を行っていただきますようお願いいたします。

【参考】　建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針(一部抜粋)

６（３）維持管理

建築物の所有者等は、除去が行われるまでの間、次により定期的に点検を行い、適切に維持管理を行うものとする。

ア　利用頻度の高い場所については、概ね３ヶ月に１回、利用頻度の低い場所については、６ヶ月に１回、吹付け材の表面の状態を定期的に点検し、別紙に記録すること。

イ　点検により吹付け材の表面の状態に変化があった場合は、（２）により再度判定を行い、適切な措置を講ずること。

ウ　点検の際は、室内環境調査を年１回程度実施するよう努めること。

(施設助成グループ)
(生涯学習推進・施設グループ)
(文化財保護グループ)